

平成 29 年度 クリエイティブ産業の活用によるものづくり支援事業
製造業と県内デザイナーのマッチング支援事業 実施要項 **製造業向**

【目的】

社会環境や経済環境の大きな変化の中で、企業が取り組むモノやコトの開発におけるクリエイティブ産業人材の効果的な活用が課題となっています。そのためには、企業のクリエイティブ産業の積極的な活用を促進することが必要であると考えられます。

にいがた産業創造機構（NICO）では、上記を促進することを目的に、新潟県内の製造業者（以下、「企業」という）とデザイナーとのマッチング事業を実施します。

マッチングに成功した企業は、別途開発費用の助成金「平成 29 年度クリエイティブ産業の活用によるプロトタイプ開発支援助成金」に申請できます。

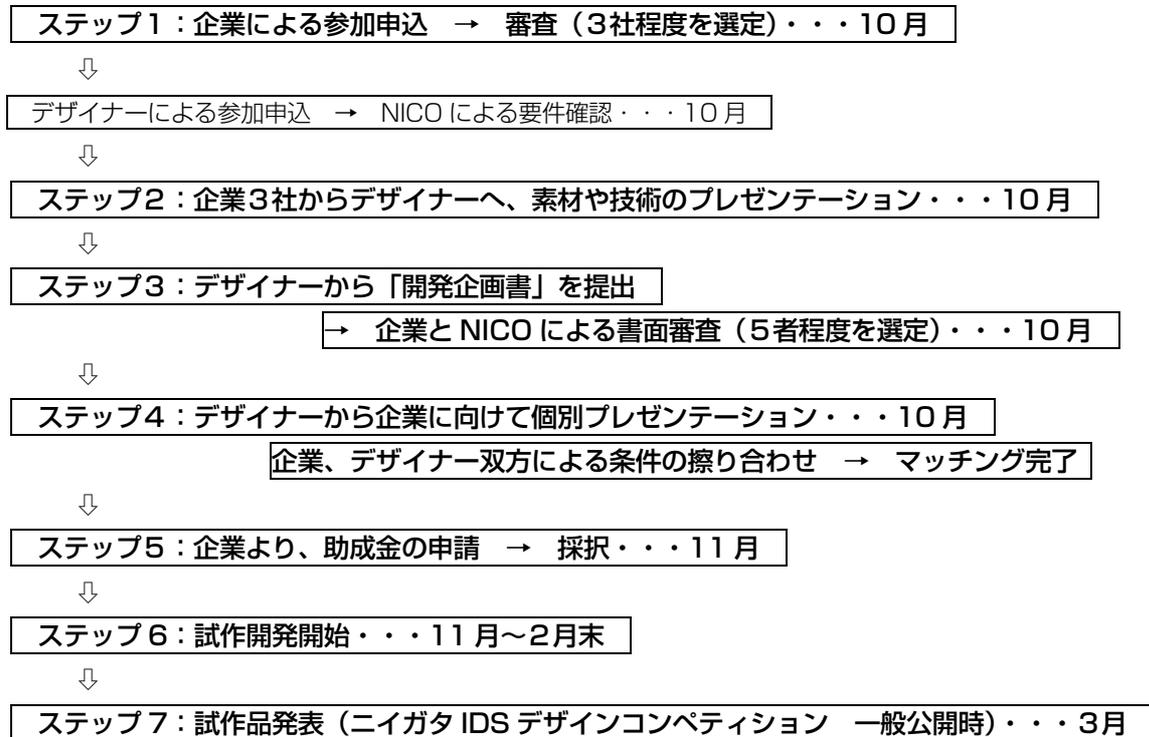
【参加条件】

- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する県内に事業所を置く中小企業者。
- ・ デザイナーとの新商品開発を目指す者。
- ・ 独自の素材や技術を保有し、それらを活用した新商品開発を目指す者。（既に開発の方向性が決定しているもの、既存商品のリニューアル等は対象外とします。）
- ・ 秘密保持に関する誓約書を提出できる者。

【参加申込 受付期間】

平成 29 年 9 月 11 日（月）～ 10 月 2 日（月）まで

【事業の流れ】



<ステップ1>

- ・ 様式—1に必要事項を記入の上、直近2期分の決算書類と会社概要、秘密保持に関する誓約書を添付し、受付期間内に郵送もしくはNICOへ持参ください。
- ・ 様式—1の参加申込書にて1次審査審査（書類選考）を行い、参加企業（3社程度）を決定します。
- ・ 審査に当たって、ヒアリングを実施する場合があります。
- ・ 審査結果は文書により通知します。

<ステップ2>

- ・ デザイナーに向けて、自社の素材や技術、開発体制などについてプレゼンテーションをしていただきます。プレゼンテーションの方式については、別途ご案内します。

<ステップ3>

- ・ ステップ2のプレゼンテーションを聴講したデザイナーから提示される商品企画案について、NICOと共に書面審査を行い、マッチング候補を選定します。
- ・ デザイナーから企画案が提示されない場合は、残念ながらこの段階で終了となります。

<ステップ4>

- ・ マッチング候補のデザイナーより、個別に商品企画案のプレゼンテーションを受け、条件等の擦り合わせを行った後に、マッチングを完了。

<ステップ5>

- ・ 商品企画案を元に、「平成29年度クリエイティブ産業の活用によるプロトタイプ開発支援助成金」に申請いただけます。（補助上限100万円 必要経費の1/2補助）
- ・ 補助金の申請に当たっては、マッチングしたデザイナーとも協力し、申請書類を作成してください。
- ・ 申請書類に不備がある場合は、不採択となる場合もございます。申請に当たっては提出前にNICOにご相談ください。
- ・ 採否は、書面審査により決定します。結果は文書により通知します。

<ステップ6>

- ・ 補助金採択後に、試作開発をスタート。
- ・ 補助事業の実施に当たっては、「平成29年度クリエイティブ産業の活用によるプロトタイプ開発支援助成金」の要項をご確認ください。

<ステップ7>

- ・ 3月にNICOが主催するニイガタIDSデザインコンペティション2018の展示会場にて、試作品の発表を行います。

【その他】

- ・ 開発に当たっての知的財産権等については、デザイナーと協議の上、参加企業の責任において保護に務めてください。
- ・ 開発に当たっては、デザイナーと契約書を交わすなど、責任の明確化に務めてください。
- ・ マッチング後の商品開発については、あくまで当事者間の判断と責任において行ってください。参加企業、デザイナーが被ったトラブルや訴訟等に関して、NICOは一切の責任を負わないものとします。

【お問い合わせ／申込先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 市場開拓グループ 販売促進チーム 担当：芳賀／河村
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL：025-246-0044 FAX：025-246-0030 E-mail：design-c@nico.or.jp